

「シストレ2 4MirrorTrader 取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成24年3月26日)

現 行	変 更 後
第1条～第5条 (省 略)	第1条～第5条 (現行どおり)
<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)「有効証拠金額」とは、証拠金預託額に未決済ポジションに係る評価損益<u>相当額</u>を加減した金額である。</p> <p>(4)「発注可能額」とは、有効証拠金額から必要証拠金額を差引いた金額である。</p> <p>(5)「発注可能額率」とは、有効証拠金額に対する発注可能額の割合を百分率で表した数値である。</p>	<p>第6条 (証拠金等)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3)「有効証拠金額」とは、証拠金預託額に未決済ポジションに係る評価損益を加減した金額である。</p> <p>(4)「発注可能<u>金額</u>」とは、有効証拠金額から必要証拠金額を差引いた金額である。</p> <p>(5)「発注可能<u>金額率</u>」とは、有効証拠金額に対する発注可能額の割合を百分率で表した数値である。</p>
第7条～第10条 (省 略)	第7条～第10条 (現行どおり)
<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>(省 略)</p> <p>2 第1項にかかわらず、甲は、自動売買で複数のストラテジーを選択した場合、ポジションが両建てとなる場合があることを承諾する。</p>	<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 第1項にかかわらず、甲は、自動売買で複数のストラテジーを選択した場合、ポジションが両建てとなる場合があること<u>および両建て取引を行うストラテジーが存在することを承諾する。</u></p>
第12条 (省 略)	第12条 (現行どおり)
<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>甲は、乙による必要証拠金額の計算を明瞭にするため、乙が甲の保有するポジションの<u>評価損益相当額</u>を随時算出することを承諾する。</p>	<p>第13条 (評価損益相当額の算出およびロスカット)</p> <p>甲は、乙による必要証拠金額の計算を明瞭にするため、乙が甲の保有するポジションの<u>評価損益</u>を随時算出することを承諾する。</p>
(以下省略)	(以下現行どおり)
<p>以 上</p> <p><u>平成24年2月27日</u></p>	<p>以 上</p> <p><u>平成24年3月26日</u></p>